

フリースクールなど民間の相談・指導施設との連携の一層の充実に向けて③

北海道教育庁学校教育局
義務教育課子ども地域支援グループ

去る10月25日付けで文部科学省から出された「不登校児童生徒への支援の在り方」の通知にか
かり、本資料では、「民間施設についてのガイドライン（試案）」の内容をお知らせします。

「民間施設についてのガイドライン（試案）」

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- ① 各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舍をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

・「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」元文科初第 698 号令和元年 10 月 25 日（別添 3）の内容
・下線は当課で加えたもの

道内のフリースクールの活動事例を紹介します

取組 1

NPO法人

北海道シュタイナー高等学園いずみの学校

虻田郡豊浦町
字東雲町 83 番地 3 番地

- **運営方針**：「一人ひとりの子どもの内に全人としての尊厳を尊重する。」というルドルフ・シュタイナーの教育理念を基盤に子どもの心身の発達に即した芸術性あふれる教育を行うことを目的とする。
- **指導対象**：
 - シュタイナー教育理念に賛同し、その教育理念の下に進められる授業を受けさせたいと望む親の子ども、及び受けたいと望む子ども。
 - 何らかの事情で、既存の学校に通うことが出来ない高校生
- **指導形態**：通所
- **スタッフ**：学園長、指導者 31 名（内教員免許状（高等学校）保有者 6 名）、事務局員 3 名、寮生活支援員 1 名
- **指導内容**：教科指導（一斉授業）、体験実習（測量、農業、アウトドアなど）、福祉実習、職業実習、交換留学プログラムなど
- **費用**：入学金 250,000 円、授業料 48,000 円/月、その他教材費
- **学校との連携**：子どもの状況に応じて対応
- **ホームページ**：<http://npo.hokkaido-steiner.org>
- **その他**：
 - 幼小中高一貫のシュタイナー教育を行っています。
 - 初等部（小学校）と中等部（中学校）は私立学校です。
 - こども園と高等学園（フリースクール）は、NPO法人として運営しています。



- 北海道教育委員会では次のような情報をHPに掲載しています。
 - ・連携している道内フリースクールなど民間の相談・指導施設の一覧（施設のHPにリンクしているものもあります）及び活動事例
 - ・北海道教育委員会のフリースクールなど民間の相談・指導施設への支援に関する情報
道教委HP <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gky/freeschool/index.htm>
《子ども地域支援グループHP

